

日時 平成 20 年 7 月 6 日（日）午前 10 時から  
場所 市役所第 1・第 2 会議室

# 新しいまちづくり制度 説明会資料

## － 新たなまちづくり制度創設の背景 －

戦後、経済成長を続ける中で、価値観の多様化、地域における相互扶助の精神や機能の喪失、少子高齢化や情報化の進展など社会情勢の変化に対応して、行政需要はほぼ一貫して拡大の一途をたどってきました。

しかし、バブル経済崩壊以後、景気の低迷による税収の減少や景気対策による財政出動、少子高齢社会の到来などの理由から国・地方行政ともに厳しい財政状況にあり、本市でも職員定数の削減や人件費の見直し、事業の選択と集中や事業総体の縮減などの行財政改革に取り組んできましたが、今後さらに財政状況は厳しさを増すことが予想されます。

このような状況のもとでは、これまでのように総花的に施策を実施していくことは不可能な状況にあり、全国の地方自治体では新たな公共のあり方を模索し始めています。

また、変動する国際社会への対応、東京一極集中の是正、個性豊かな地域社会の形成、高齢社会・少子化社会への対応といった国内外の環境変化に対応するには、中央集権型行政システムから地域社会の多様な個性を尊重する「住民主導の个性的で総合的な行政システム」に変革する必要があるということで、地方分権の推進が進められています。

地方分権に最も期待されている効果は、住民が真に必要なサービスは何かを見出し政策を形成していくことにより、求められるサービスを提供できるようにすることにあるといわれています。

そこで、本市におきましても、市民、自治組織、事業者、事業者団体、NPO、行政など、地域で暮らし活動しておられる多種多様な人々が、合意形成を図りながら、地域の課題とビジョンを共有し、地域づくりを考えていただく会議の場を中学校区ごとに創設していただくことといたしました。

三位一体改革の名のもと、本市では平成 16 年度からの 3 年間で地方交付税などがほぼ 15 億円も削減されてきましたが、今後も財源が縮小していく可能性を踏まえ、行政需要が多様化しながら増大する現状のもとでは、効果的に財源を施策に投資するためには、何を優先し、何を諦めるかを市民に納得していただける仕組みを作り上げていかなければならないと考え、新たに作り上げたのがこの「新しいまちづくり制度」です。

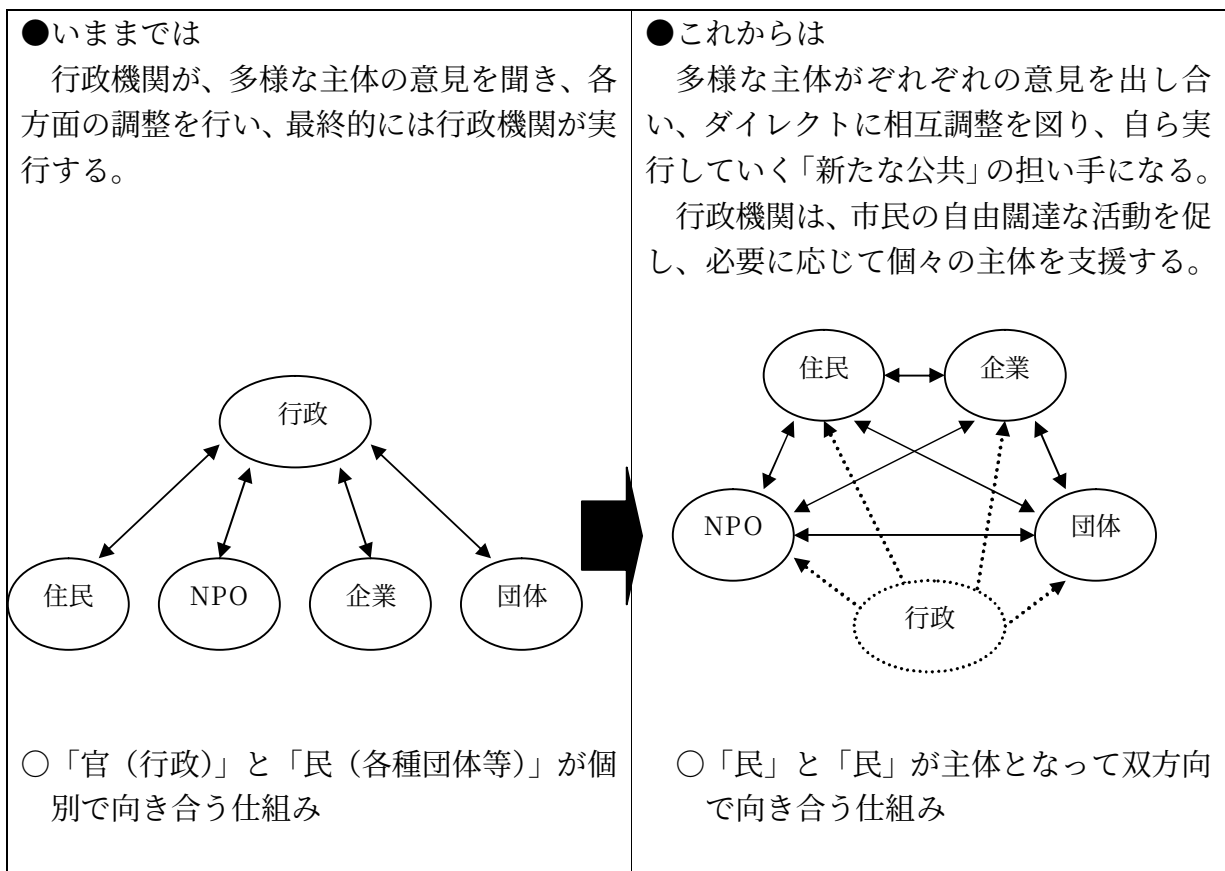
将来的には、設置していただく会議が母体となって、地域におけるコミュニティ市役所、ミニ市役所的な機能を担っていただける組織まで発展させていただければと願っております。

## 1. 新しいまちづくり制度とは

これまでの公共のあり方を見直し、地域に暮らし活動する地域団体やNPO、事業者等の多様な主体がまちづくりに関わり、地域が持つ本来の地域力を発揮するまちづくりをめざすものです。

### ●新しいまちづくり制度の目的

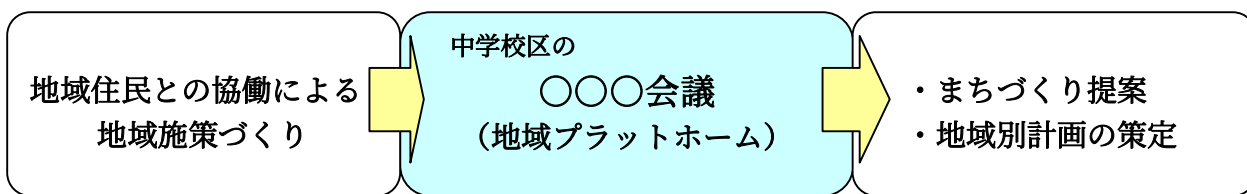
- 市民の皆様は、身近なところからまちづくりに主体的に関わっていただくためのきっかけづくりにしていただければと願っています。（市民自治の推進）
- 地域の共通の課題である「まちづくり」をテーマに話し合ってくださいことで、異なった活動をしていただいている市民団体間の交流を深め、相互理解を促進していただき、コラボレーションなどによる新たな取り組みの誕生などを期待しています。
- 市民間の交流促進など、地域内コミュニティをより強固なものにしていただくきっかけにしていただければと願っています。
- 限られた財源を有効に活用するため、より地域のニーズに合った事業を実施したいと考えています。



出展：「地域からの日本再生シナリオ（試論）」国土交通省）

## 2. 新しいまちづくり制度のイメージ

### 地域のまちづくりに関する話し合いと合意形成の場



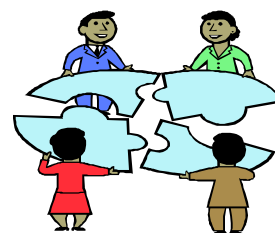
### 地域力（課題解決力）の向上



## ●新しいまちづくり制度への具体的な取組方法

### ☆ホップ（第一段階）

中学校区を単位として、地域内の自治会や住宅会、NPOなどの各種市民活動団体、事業所などが一堂に会して地域のまちづくりについて、議論する場（会議）を設けていただきます。

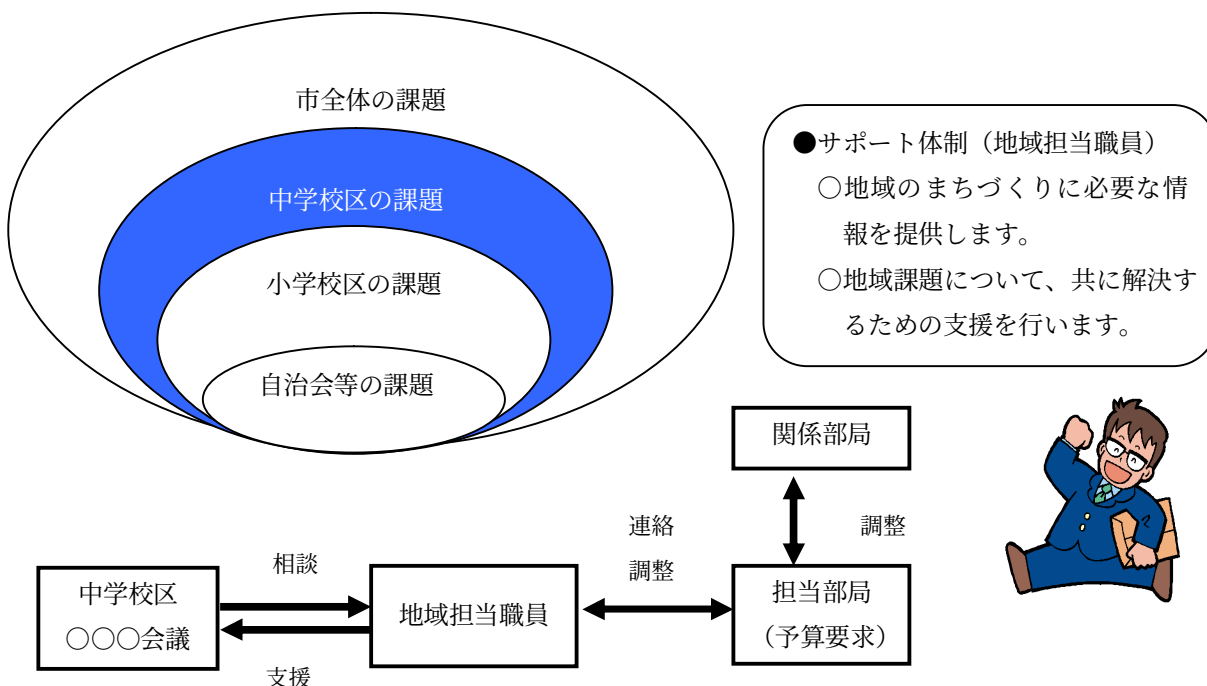


### 《なぜ中学校区を単位とするの？》

- 小学校区では地域人口に大きな差があります。  
（最大と最少では約4倍の差があります）
  - 自治会によって複数の小学校区にまたがるところがあります。  
（同じ自治会で地域のまちづくりが異なることになります）
  - 防犯や防災などの取り組みは広範囲であることが有効とされています。  
（情報の共有や活動の連携が重要となります）
  - 地域のまちづくりのアイデアや人材を集めるスケールメリットがあります。  
（得意分野でまちづくりに参加する機会が増えます）
- ※中学校区で活動している例としては、社会教育関係の地域協議会と総合型地域スポーツクラブがあります。

### ☆ステップ（第二段階）

設置された会議において、地域のまちづくりの共通課題を抽出し、その課題を解決する方策を事業としてまとめていただきます。



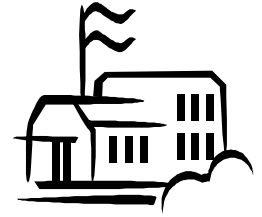
### ☆ジャンプ（第三段階）

まとめていただいた事業について、市が示す予算額の範囲内で優先順位を付けていただいたうえで、地域の総意として市に予算措置することを提案していただきます。

提案を受けた市では、その内容を尊重して、法令等にふれないかなど最低限の確認をしたうえで、事業所管部署から予算要求します。

### ●会議の設置

- 会議は各中学校に1つだけの設置となります。
- 会議の設置については、有志の方が地域の皆様に呼びかけていただき、自主的に立ち上げていただきます。



### ●会議設置に向けての支援

- アドバイザーとして、地域担当職員が会議に出席します。
- 立ち上げに必要な費用として、各会議ごとに10万円を限度に助成します。
- 会議の場については、公共施設の提供などについて配慮します。

### ●提案事業（例）

地域の特性や資産を活かして、個々の団体で実施してきたものを地域全体として取り組むことや、個々の団体だけでは取り組めないものを地域全体として取り組むことなどが考えられます。

- 地域コミュニティの育成に関する事業
- 地域福祉の増進に関する事業
- 環境に関する事業
- 防犯、防災等に関する事業

### ●その他

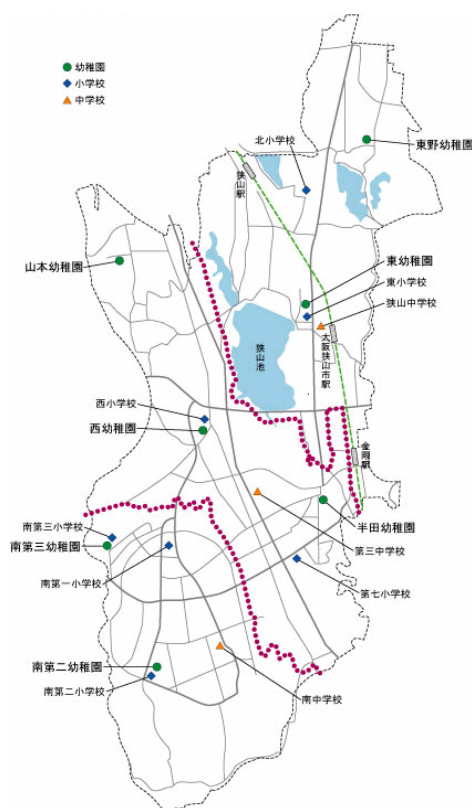
- この制度は、モデル試行で実施するはじめての取り組みになりますので、問題点があれば試行していく中で改善していきます。

《参考資料：幼稚園・小学校・中学校位置図》

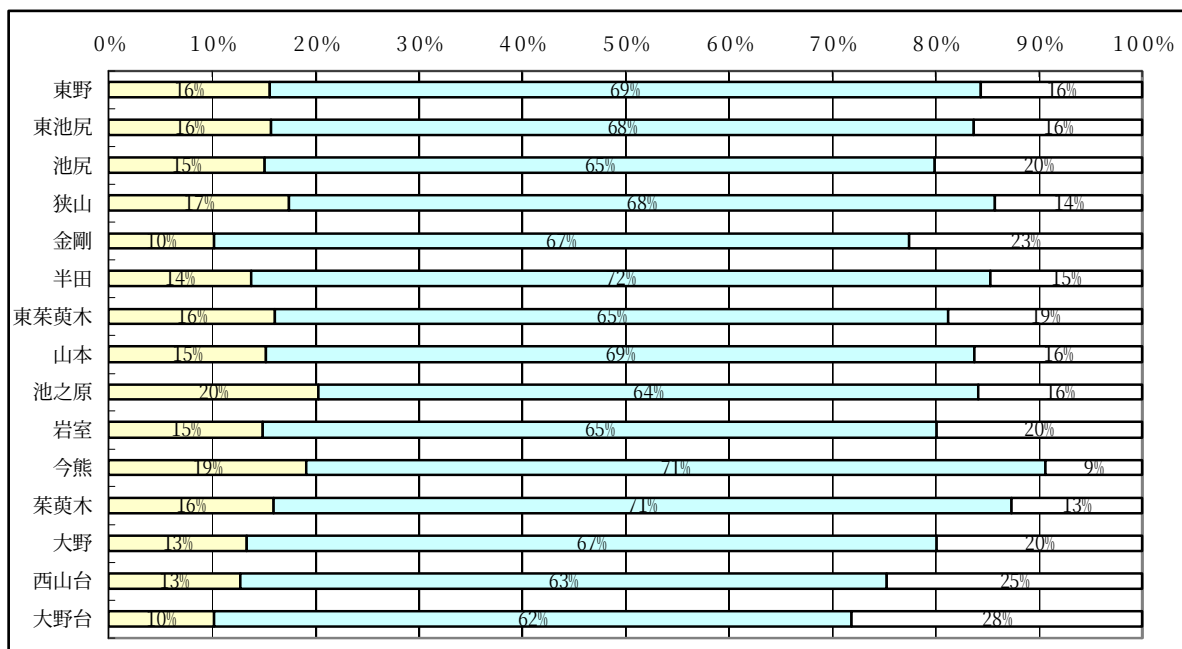
《学校区別人口表》

平成20年5月31日現在（外国人登録を含む）

| 小 学 校     |        |        | 中 学 校     |        |        |
|-----------|--------|--------|-----------|--------|--------|
|           | 人 口    | 構成比    |           | 人 口    | 構成比    |
| 北 小 学 校   | 7,586  | 13.0%  | 狭 山 中 学 校 | 19,978 | 34.3%  |
| 東 小 学 校   | 12,392 | 21.3%  |           |        |        |
| 西 小 学 校   | 8,646  | 14.8%  | 第 三 中 学 校 | 17,700 | 30.4%  |
| 第 七 小 学 校 | 9,054  | 15.5%  |           |        |        |
| 南第一小学校    | 6,707  | 11.5%  | 南 中 学 校   | 20,609 | 35.4%  |
| 南第二小学校    | 10,513 | 18.0%  |           |        |        |
| 南第三小学校    | 3,389  | 5.8%   |           |        |        |
| 計         | 58,287 | 100.0% | 計         | 58,287 | 100.0% |



《参考資料：町名別年齢別人口割合（外国人登録を含む） 平成19年12月末》



〔左から0～14歳（平均14.6%）、15～64歳（平均66.5%）、65歳以上（平均18.9%）〕

お問い合わせ 大阪狭山市役所政策調整室企画グループ（地域担当）

TEL 072-366-0011（代表） FAX：072-367-1254

E-mail：[kikaku@city.osakasayama.osaka.jp](mailto:kikaku@city.osakasayama.osaka.jp)